参考様式第５－１号

熊　農　政　第　5478　号
令　和　8　年　3　月　27　日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

熊谷市長　小林　哲也

市町村名 （市町村コード）	熊谷市 （11202）
地域名 （地域内農業集落名）	吉見北部地区 （津田、向谷）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月27日 （第5回）

注１:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注２:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

・農業者14名（認定農業者5名、利用者9名）
・地区内の農地面積に占める田の割合は約63%で米麦を中心に耕作しており、一部の畑では、さといもやブロッコリー等の露地野菜を栽培している。
・田については、農地中間管理事業を利用し担い手に集積を行っているが、近年の米価の下落や、諸経費の高騰、さらに借り受ける農地の賃料が10a当たり5,000円と高額であることから利益が出づらい状況にある。また、用水組合が複数あり水利が複雑で、耕作地の交換等も進めにくい状況にある。
・耕作者の年齢では、大規模な担い手で見ると40代が1名、50代が2名いるものの、その他は70～80代が多数を占めており、今後の担い手不足が見込まれる。

（２）　地域における農業の将来の在り方

・米麦中心の地域であり、将来においても引き続き米麦を中心に耕作を行う。
・現在の地域の担い手がそのまま将来においても耕作を担っていく。

２　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

区域内の農用地等面積	96.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	96.3 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農用地区域内の農地を対象とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
将来的に担えない耕作者が出た場合には、地域での話合いのもと他の担い手に配分を行い集約化を進めていく。
（2）農地中間管理機構の活用方針
田については地域で統一した賃料のもと耕作を行っている。中間管理事業を引き続き利用し、現在の担い手が担えなくなった際には若手の担い手を中心に配分し集約・集積を進める。 賃料については引き続き耕作者で協議を行い、次の契約更新などのタイミングで必要に応じて見直しを行う。
（3）基盤整備事業への取組方針
コンクリート畦畔が多く、畦畔除去によるほ場の拡大に相当な費用がかかる。 圃場整備を行うのであれば、圃場の条件や取水等の関係もあるため30～40a程度で圃場の区画化を図る。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在、集落営農組織の組合員が5名と少なくなっている。例えば、荒川南岸地域の営農組織と広域的な統合なども考えながら、組織の維持を図るとともに担い手の確保を行いたい。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】